

推薦學員制度のはじまり

中央大学學員会の現行会則によれば、學員会は「學員」をもって組織するとされている。「學員」とは、学校法人中央大学の設置する中央大学・同大学院およびその前身校の卒業生、法人の専任教職員を中心とし、さらに「推薦學員」を加えた本学関係者の総称である。このうち「推薦學員」は、旧財団法人中央大学の推薦した者・学校法人中央大学評議員会の議決した者・學員会または評議員二〇人以上の推薦を受けて理事会で議決された者の三者からなり、推薦に際しては、法人に対する功労や特別の縁故などが基準とされているようである。

ところで、創立百周年記念の『學員名簿（昭和六十年版）』を見ると、初めての推薦學員は、一八八八（明治二十一）年に「校友（現在の學員）」となる武井慶弥・熊沢藤四郎の兩名であったとされている。學員会の前身である英吉利法律学校校友会は同年十月に結成されているので、校友会の発足時から「推薦學員」に相当する制

度があったことがわかる。

しかし、当時の「推薦學員」制度は、現行のものとは若干異なっていたようである。校友会設立時の規則を見ると、「校友」の資格は「第一 英吉利法律学校卒業生第二 英吉利法律学校出身ノモノニシテ司法官・代言人及ヒソノ他相当ノ資格ヲ有スルモノニシテ總會ニオイテ選挙シタルモノ」とされているのである。このうち、第二の規定が「推薦學員」制度にあたるものであるが、現行制度と比べて、①出身校が限定されている点、②国家的資格の取得が前提とされている点、③總會での選挙に、法人に対する功労等の理由ではなく、国家的資格の有無が「校友」資格を左右する点などは、当時の校友会の性格を考える上で興味深い点である。

たとえば、初の「推薦學員」とされる武井慶弥を例にとると、八八年の英吉利法律学校卒業生五人中に武井



はじめての推薦學員 武井慶弥

の名を見出すことはできない。しかし、設立直後の校友会名簿には「校友」として登録されており、右に見た規則中の第二規定によって「校友」資格を得ていることがわかる。事実、武井は同年六月の代言人試験に合格しており、この代言人資格を前提として「校友」となっているのである。もちろん、「校友」資格を得るには、さらに英吉利法律学校の出身であることや校友会總會での議決といった条件を満たす必要がある。したがって、武井は、同校在学中に代言人試験に合格し、同年十

月の校友会設立總會において「校友」資格を認められたと考えられるのである。

武井は、一八六七（慶応三）年山形県に生まれ、若くして上京、英吉利法律学校に学び、代言人試験合格後は大阪・仙台ほかの裁判所判事を歴任する。孫の池田誉の話によると、のちに東京で弁護士を開業するそうである。英吉利法律学校校友会の「推薦學員」制度は、武井のように在学中に国家的資格を取得し、卒業を待たずに社会に巣立っていく学友たちを迎え入れるために設けられた制度であったということができよう。